

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年12月8日～2022年12月14日)

令和4年(2022年)12月16日

H E A D L I N E S	S	
<p>政治 5歳未満の子どもに対するワクチン接種 ジョブ法相兼「連帯ポーランド」党首の評価に関する世論調査結果 2024年地方選挙の結果予想に関する報道 「合意」党首の交代 モラヴィエツキ首相の就任後5年間の総括に関する報道 政党別支持率に関する世論調査結果 ジョブ法相の不信任決議案の否決 最高裁判所法改正案の議会提出 ロシアがポーランドに及ぼした影響に関する調査委員会の設立に関する法案を巡る動向 下院におけるロシアをテロ国家に認定する決議の採択 大統領による教育法改正案の署名拒否 ラウ外相の米国訪問 K2戦車の部隊配備 K9自走榴弾砲の部隊配備 ドゥダ大統領の独・ベルリン訪問 ラウ外相とメカッチOSCE民主制度・人権事務所(ODIHR)所長との会談</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>	
<p>治安等 ロシア情報機関協力者に関する報道等について 国家警察本部で爆発事案が発生</p>		
<p>経済 ポーランドの平均的家庭のクリスマス支出 ポーランド国立銀行の収支改善報告 メルセデス・ベンツの新規投資 2033年までの道路建設プログラム</p>		
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>		
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>		

5歳未満の子どもに対するワクチン接種【8日】

8日、ニェジェルスキ保健大臣は、12月12日から生後6か月から4歳までの子どもも新型コロナワクチンを接種できるようになると発表した。本年10月、欧州医薬品庁は、欧州委員会に対し、ファイザー社とモデルナ社が製造するワクチンの生後6か月以上の小児への接種を承認するよう勧告していた。保健省によれば、対象となる子どもはポーランドに約200万人いるという。

ジョブロ法相兼「連帯ポーランド」党首の評価に関する世論調査結果【8日】

8日、当地ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、ジョブロ法相兼「連帯ポーランド」党首の評価に関する世論調査結果を掲載した。58.8%が同法相は政府から去るべきであると考えているが、28.8%は政府にとどまるべきであるという意見を持っている。「法と正義」(PiS)の支持層に限って言えば、23%のみが同法相は政府から去るべきだという考えを示したが、65%は政府にとどまるべきだと主張した。

2024年地方選挙の結果予想に関する報道【8日】

8日、ポータル・サイト LocalnaPolityka.pl は、2024年の地方選挙において、与党「法と正義」(PiS)が16県のうち4県でしか過半数を取れないとする予測を発表した。2018年、PiSは、8県で勝利を収めたが、予測が現実になった場合には、ウツキエ県、シロンスキエ県、ドルノ・シロンスキエ県、ポドラスキエ県で権力を失うことになり、権力を持ち続けることができるのはマウォポルスキエ県、シフィエントクシスキエ県、ルベルスキエ県、ポドカルパツキエ県のみになるという。

「合意」党首の交代【10日】

10日、ゴヴィン「合意」党首が辞任した。後任の党首には、スロカ下院議員兼「合意」副党首が選出された。

モラヴィエツキ首相の就任後5年間の総括に関する報道【12日】

12日、当地ジェチポスポリタ紙は、12月11日にモラヴィエツキ首相が就任してから5年が経ったとして、5年間を振り返る記事を掲載した。同紙は、同首相は多くの公約を果たすことができず、また、EUとの対立の激化も防ぐことができなかったと総括している。また、同紙によれば、同首相は、自らのキャリアと「法と正義」(PiS)が進むべき方向性について、失われた機会の象徴であり、期待に反してPiSをポーランドにおける合理的な欧州の右翼勢力に

変えることはできなかったという。さらに、ゴヴィン元副首相兼開発・技術・労働大臣(元「合意」党首)が連立政権を離脱した後、PiSはジョブロ法相兼「連帯ポーランド」党首の反EUレトリックの人質になってしまったとまとめている。

政党別支持率に関する世論調査結果【12日】

12日、世論調査機関カンター・パブリックが実施した政党別支持率に関する世論調査結果が発表された。野党会派「市民連立」(KO)が32%(先月比+4%)の支持を得て首位に立った一方、与党会派「法と正義」(PiS)は支持率28%(同-2%)で2位に転じた。カンター・パブリックは、本年7月と10月にも野党が与党を支持率で上回ったとする調査結果を発表している。

ジョブロ法相の不信任決議案の否決【13日】

13日、ジョブロ法相(「連帯ポーランド」党首)の不信任決議案が投票に付され、賛成226票、反対228票、棄権3票で否決された。これにより、ジョブロ法相は引き続き法相を務め、連立政権にも残ることになった。

最高裁判所法改正案の議会提出【13日】

13日、最高裁判所法改正案が議会に提出された。同改正案が想定している規定として、裁判官の懲戒・規律事案を担当する裁判所を現在の最高裁判所職業責任部から最高行政裁判所へ移すことなどが挙げられている。当地ジェチポスポリタ紙の報道によれば、欧州委員会も同改正案を受け入れることができるとして同意を示したといわれており、同改正案が「マイル・ストーン」を満たし、欧州復興基金の支払いに繋がるかどうか注目が集まっている。しかし、連立与党「連帯ポーランド」は、同改正案に反対すると公言している。モラヴィエツキ首相は、上下両院議長や与野党の議会会派代表と会合を持ち、同改正案ではコンマ1文字さえも変えることはできないと断言したが、グロツキ上院議長は慎重に扱うと述べた。15日、ドゥダ大統領も記者会見を開き、同改正案の策定プロセスや欧州委員会との交渉には関与していないと明らかにし、議会に対して同改正案に関しては冷静沈着かつ建設的な作業を行うよう訴えかけた。また、同大統領は、同改正案に署名する前に合憲性を確認し、憲法の枠内で独立して司法制度を形成するポーランドの主権的権利の観点から評価すると強調した。さらに、同大統領は、大統領による裁判官の任命を疑問視するいかなる解決策にも同意しないことを付言した。

ロシアがポーランドに及ぼした影響に関する調査委員会の設立に関する法案を巡る動向【13日】

13日、下院行政・内務委員会は、ロシアがポーランドに及ぼした影響に関する調査委員会の設立に関する法案について否定的な意見を示した。当地ジェチポスポリタ紙の報道によれば、同委員会は、9名の委員で構成され、公安庁（ABW）や警察、検察、裁判所の長たちが持つ権限と同様のものを教授することになるという。

下院におけるロシアをテロ国家に認定する決議の採択【14日】

14日、下院は、ロシアをテロ国家に認定する決議を採択した。決議には、議論を呼んでいたスモレンス

ク飛行機墜落事故に関する文言も含まれていた。231名の下院議員が賛成票を投じたが、野党を中心とする226名の下院議員は投票に参加しなかった。

大統領による教育法改正案の署名拒否【15日】

15日、ドゥダ大統領は、記者会見を開き、教育法改正案（通称：lex Czarnek 2.0）の署名を拒否すると発表した。同大統領は、同改正案がポーランド社会で合意に達しておらず、社会の平穏が保たれないことを理由に挙げ、追加的な緊張をあおることは必要とされていないと付言した。

外交・安全保障

ラウ外相の米国訪問【7日～9日】

7日から9日にかけて、ラウ外相は、米・ワシントン D. C. を訪問し、プリンケン米務長官、米国議会の両党代表、専門家たちと会談を行ったほか、アスペン安全保障フォーラムにも参加した。プリンケン米務長官と行った会談では、二国間関係やロシアによるウクライナ侵略の文脈における欧州の安全保障情勢に焦点が当てられた。また、会談は、ロシアが引き起こした戦争とそれが国際社会に及ぼす影響に対するトランスアトランティックの対応をさらに調整する役割も果たした。両外相は、安全保障・防衛政策における緊密な協力だけでなく、エネルギー安全保障のための協力によっても示される、強力な二国間関係の戦略的次元を強調した。ラウ外相は、対露制裁の強化やロシアが行った犯罪に対する責任追及に関するポーランドの要求について説明した。また、同外相は、西側がウクライナへの政治・軍事・人道・経済支援を維持するよう呼びかけた。さらに、同外相は、「ウクライナ支援は、事実上、我々の安全保障への投資である。」と述べた。加えて、同外相は、重要かつ恒久的な米軍のポーランド駐留などを通じて、東方地域を含むNATOの抑止力と防衛力を強化し続けることの重要性を強調した。同外相は、米国議会でも会合を開き、対露制裁とウクライナ支援の維持を通じたユーロ・アトランティックの安全保障へのコミットメントを維持するよう求めた。また、同外相は、アスペン安全保障フォーラムにおいて、米国の専門家や米国駐在の外交官に対し、ポーランドのOSCE議長国としての本年の活動やNATOの近隣における安全保障情勢について紹介し、これがユーロ・アトランティック、つまり米国の安全保障にどのように影響を与えるか説明した。

K2戦車の部隊配備【9日】

9日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、モロングにおいてモラヴィエツキ首相とともに韓国製K2戦

車の第20機械化旅団への引渡しに立ち会い、「物事は加速的に動いている。数日前にグディニャに到着した兵器が、今モロングの大隊に引き渡された。K2戦車は、21世紀に設計された最も近代的な戦車の1つである。このような短期間にポーランド軍を強化できたことを誇りに思う。2011年に当時の政権によって部隊が廃止されたオストルダにも新たに大隊を編成する予定である。」と述べた。

K9自走榴弾砲の部隊配備【12日】

12日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ヴェンゴゼヴォにおいて韓国製K9自走榴弾砲の第11砲兵連隊への引渡しに立ち会い、「第11砲兵連隊は、第1砲兵旅団「マズリア」に増強改編される。同旅団は、2010年に当時の政権によって廃止された部隊の一つで、ポーランド軍を弱体化させた一つの例である。同旅団の改編により、駐屯地が増える予定であり、次はオレツコに駐屯地が開設され、ポーランドの北東地域の安全をさらに高めることになる。」と述べた。

ドゥダ大統領の独・ベルリン訪問【12日】

12日、ドゥダ大統領は、ドイツの招待に応じる形でベルリンを実務訪問し、シュタンマイヤー独大統領と会談を行った。安全保障、ウクライナを脅かす人道危機、潜在的な避難民の波、二国間関係などの議題について話し合われた。ドゥダ大統領は、「ポーランドにパトリオット防空ミサイル送るというドイツ当局が下した決定に感謝するためにここに来た。ポーランド人は、これを重要なジェスチャーとして受け止めた。ポーランドの防空強化は、我々の安全保障を構築するにあたり非常に重要である。」と指摘した。また、ドゥダ大統領は、ドイツの提案が「NATOの枠組みにおいて非常に重要な同盟のジェスチャーであり、ポーランド・ドイツ関係において非常に重要な隣国のジェスチャーである」と受け止められていると付言し

た。ドゥダ大統領は、シュタンマイヤー独大統領と会談を行った後、ポーランドにおける戒厳令発令41周年の前日にベルリンのピレツキ研究所を訪問した。

ラウ外相とメカッチOSCE民主制度・人権事務所(ODIHR)所長との会談【14日】

14日、ラウ外相は、メカッチOSCE民主制度・人権事務所(ODIHR)所長と会談を行った。会談では、人権保護を普及させ、基本的価値と民主的制度の促進が重要な要素を占めていたポーランドによるOSCE議長国について話し合われた。ラウ外相は、特にODIHR本部が所在するポーランドの観点から見

たOSCEの活動における人的側面の重要性を強調した。ポーランドのコミットメントは、ラウ外相がOSCE加盟国を訪問した際に行われた市民社会の代表との会合に表れている。また、OSCEの枠組みにおける協力の将来の問題も提起され、ベラルーシ、ウクライナ、ロシアの人権問題も議論の重要なトピックとなった。

治 安 等

ロシア情報機関協力者に関する報道等について【12日】

12日、ジャリン特務機関調整担当副大臣は、2022年3月に公安庁(ABW)によって逮捕されたトマシュ・Lがロシア情報機関の協力者であり、ワルシャワ市の情報保管に関連する部署で働き、収集した情報をロシア側に提供していたと発表した。本件について、当地の各種報道機関は、トマシュ・Lが2006年当時、軍情報機関(WSI)の清算委員会のメンバーになっていたなどと報じた。当地ジェチポスポリタ紙は、2017年からポーランドに駐在するロシア外交官に情報提供を行っていた旨を指摘している。

国家警察本部で爆発事案が発生【14日】

15日、内務・行政省は、14日午前7時50分、国家警察本部長官室に隣接する部屋で爆発があったと明らかにした。同省によると、国家警察本部長官が今月11日から12日にウクライナを訪問し、ウクライナの警察や非常事態庁のトップと面談した際に受け取ったプレゼントの1つが爆発したとのことである。本件により、同長官は入院することになったが、軽傷であったという。また、一般職員も軽傷を負ったが、命に別状はなかったという。ポーランド側は、ウクライナ側に対して本件に関する説明を行うよう求めているとのことである。

経 済

マクロ経済動向・統計

ポーランドの平均的家庭のクリスマス支出【9日】

当地世論調査機関IBRISの調査によると、ポーランドの平均的な家庭が今年のクリスマスショッピングにかかる金額は1,255ズロチで、2021年と比較すると3.3%減少した。2021年の金額は前年比10%以上増を記録したものであった。今年のポーランド全体のクリスマス支出は185億ズロチとなる(2021年は186億ズロチ)。

同調査によると、調査対象のポーランド人は、ポーランドの現状について多くの不安や懸念を示している。インフレによる生活水準の低下の脅威は、調査対象のどのグループでも顕著であった。一方で、インフレが生活に直接どのような影響を与えたか尋ねたところ、ほとんどすべての回答者が具体的で深刻な消費制限を指摘することができなかった。

ポーランド国立銀行の収支改善報告【14日】

ポーランド国立銀行(NBP)は、9月末に記録した15億6,000万ユーロの経常収支の赤字が、2022年10月末に5億4,900万ユーロまで減少したと発表した。市場アナリストは10月末の赤字は8億ユーロと見積もっていた。未だに輸出は輸入に比べて遅いペースで増えており、それぞれ前年同月比で23.7%増、24.6%増となった。Pekao銀行の専門家は、欧州委員会からの季節的な資金流入(約16億ユーロ)の影響など複数の要因から赤字が前月よりも大幅に減少し、2022年11月と12月の公式統計はまだ出ていないものの、ポーランドのGDPの約4%の赤字で2022年を終える見込みと指摘している。

ポーランド産業動向

メルセデス・ベンツの新規投資【13日】

メルセデス・ベンツはカトヴィツェ近郊のヤヴォジュノにおいて2023年から2027年にかけて10億ユーロ相当を投資し、大型電気自動車の工場を建設する。

同社の欧州ネットワークで唯一となる大型電気自動車のみを生産する工場となり、2,500人を雇用予定。これまで同社はヤヴォジュノにおいて、2019年からエンジン、2022年から電気自動車のバッテリー

を生産しており、これまで30億ズロチを投資し、1,500人を雇用している。

2033年までの道路建設プログラム【14日】

モラヴィエツキ首相は、ポーランド政府が2033年まで2,900億ズロチを一般道や高速道路の建設に充てることを発表した。このプログラムにより、2,500km以上の高速道路が建設され、総延長は8,000kmに達する予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3) ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

* 年末年始(12月29日(木)～1月3日(火))は休館。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)